○北海道開発局告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十四号

(三)　占用を制限する区域　北海道目梨郡羅臼町本町三六番一から同道網走郡美幌町字報徳七七番八まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局、同局釧路開発建設部及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十五号

(三)　占用を制限する区域　北海道目梨郡羅臼町本町三〇番一から同道標津郡標津町字忠類二七一番一まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十六号

(三)　占用を制限する区域　北海道浦河郡浦河町大通三丁目三〇番から釧路市大川町一番一まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局、同局釧路開発建設部及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十七号

(三)　占用を制限する区域　千歳市錦町三丁目一二番一から小樽市星野町一三番一まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局、同局室蘭開発建設部、同局釧路開発建設部及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百九十一号

(三)　占用を制限する区域　釧路市大町一丁目九番一から網走市南四条西一丁目八番二まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局、同局釧路開発建設部及び同局網走開発建設部